

後期高齢者医療制度のお知らせ

平成23年度の後期高齢者医療の保険料率が決定しました

今年度の後期高齢者医療保険料率は、前年度と変更はありません。被保険者の皆さんには前年の所得により、保険料を決定し7月中旬に後期高齢者医療保険料額決定通知書を送付します。

保険料の計算方法

$$\text{1人当たりの保険料(年額)(最高限度額50万円)} = \text{均等割額 44,000円} + \text{所得割額 (総所得金額など - 33万円) \times 8.55\%}$$

保険料の軽減

所得の低い人は所得割額が軽減(5割)されます。また、世帯所得が一定水準以下の人は均等割額が軽減(9割・8.5割・5割・2割)されます。なお、平成23年度についても会社の健康保険などの被扶養者であった人は均等割額が9割軽減されます。

保険料の納め方

通知書に記載されている方法で納めてください。



特別徴収

偶数月に支給される年金から、保険料が天引きされます。

※保険年金課または各支所市民生活課で手続きをすれば、口座振替に切り替えることができます(切り替えには、申し込みから数カ月の期間がかかります)

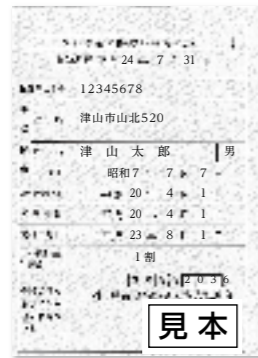
普通徴収

保険料を市内各金融機関窓口(郵便局を除く)または口座振替で納めます。

被保険者証の更新

現在、お手元にある被保険者証(紫色)の有効期限は7月31日です。8月以降の新しい保険証は、前年の所得により窓口負担割合(1割または3割)の再判定を行い、7月下旬に送付します。8月以降、病院にかかるときは、新しい被保険者証(水色)を使用してください。

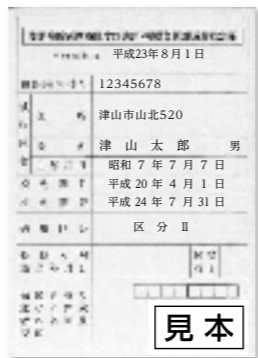
古い被保険者証(紫色)は、期限満了後、細かく破り捨てるなど、個人の責任で処分するか、保険年金課または各支所市民生活課に返却してください(郵送可)。



減額認定証の更新

「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証(ピンク色)」がお手元にある人は有効期限が7月31日までです。新しい減額認定証を7月下旬に送付します。

更新するには、新たに申請手続きを行う必要はありませんが、長期入院該当者(認定されていた人が過去12カ月で90日を超える入院)や所得を未申告の人は、申請が必要になる場合があります。該当者には通知しますのでご確認ください。



納付期限(後期高齢者医療費保険・国民健康保険)

納期	期限	納期	期限	納期	期限
第1期	8月1日(月)	第4期	10月31日(月)	第7期	1月31日(火)
第2期	8月31日(水)	第5期	11月30日(水)	第8期	2月29日(水)
第3期	9月30日(金)	第6期	12月26日(月)	第9期	4月2日(月)

問い合わせ先 〒708-8501津山市山北520 保険年金課(市役所1階7番窓口) ☎32-2073、または各支所市民生活課

国民健康保険(国保)からのお知らせ

「入院時の限度額適用及び食事標準負担額減額認定証」の更新

現在、お手元にある認定書の有効期限は7月31日です。更新を希望する人は申請をしてください。

対象 国民健康保険標準負担額減額認定証(黄土色)または国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証(黄土色)、国民健康保険限度額適用認定証(薄緑色)

申請方法 8月1日以降に保険年金課または各支所市民生活課で申請
持ってくるもの 印鑑と保険証



「国民健康保険高齢受給者証」の更新

現在、お手元にある受給者証の有効期限は7月31日です。

医療機関の窓口で負担する割合(1割または3割)について、前年の所得により再判定を行い、国保に加入している70歳以上の人全員に、新しい「国民健康保険高齢受給者証」(白いカード)を7月中旬に送付します。

※有効期限の過ぎた認定証は保険年金課または各支所市民生活課へ返却してください(郵送可)

安全、確実にお手元へ

国民健康保険証を簡易書留郵便で

現在、お手元にある国民健康保険証の有効期限は9月30日です。新しい保険証は9月下旬に送付します。安全・確実に届けるため、希望する世帯には簡易書留郵便でお送りします(保険料の未納がある人については希望に添えないことがあります)。

受付期間 8月1日(月)~31日(水)

申込方法 保険年金課または各支所市民生活課に電話または直接申し込む(保険証の記号番号を確認しますので、国民健康保険証をご用意ください)

※簡易書留郵便の受け取り時には、受領印が必要です

※配達時に不在の場合は、必ず郵便局へ再配達依頼をしてください



問い合わせ先 〒708-8501津山市山北520 保険年金課(市役所1階7番窓口) ☎32-2071

60歳以上65歳未満の人へ 国民年金の任意加入制度

20歳から60歳までの間で国民年金を納めていない期間がある人は、60歳から65歳までの間、国民年金に加入することで老齢基礎年金額を増やすことができます。この制度は、本人の申し出で利用することができます。

対象 次の条件を全て満たす人

- ①国内に住所がある60歳以上65歳未満の人
- ②老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けていない人
- ③20歳から60歳までの年金保険料の納付月数が480月未満の人

保険料 月額15,020円 ※月額400円の付加保険料を上乘せすることもできます

納付方法 原則、口座振替になります

申込方法 保険年金課または各支所市民生活課で申し込む

持ってくるもの 年金手帳、口座振替を希望する通帳、通帳の届け出印



問い合わせ先 保険年金課(市役所1階6番窓口) ☎32-2072